

事務連絡
平成31年1月22日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、平成30年1月から同年12月までに、下記の型式が、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受け、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

【検定対象機械器具等】

1 泡消火薬剤（消防法施行令（以下「令」という。）第37条第3号）関係

（主な特例事項：使用濃度）

（1）特例基準適用品

ア 泡消火薬剤

- （ア）申請者 株式会社モリタ
- （イ）種別 泡消火薬剤
- （ウ）型式 合成界面活性剤泡（A火災用泡消火薬剤）
1%（-20℃～+30℃）
- （エ）型式番号 泡第30～3号
- （オ）型式承認日 平成30年7月25日

イ 泡消火薬剤

- （ア）申請者 株式会社モリタ
- （イ）種別 泡消火薬剤
- （ウ）型式 合成界面活性剤泡（A火災用泡消火薬剤）
1%（-20℃～+30℃）
- （エ）型式番号 泡第30～6号
- （オ）型式承認日 平成30年12月6日

（2）概要

- ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 消防隊の消火活動に用いることを想定しており、A火災に適用できるものであり、B火災に対する適応性については確認されていないものである。
- ウ A火災用泡消火薬剤に水（海水を含む）を加え、1容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

2 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第8号）関係 （主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型式 1種可溶片型C90、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第30～1号
- (オ) 型式承認日 平成30年7月12日

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型式 1種可溶片型C90、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第30～2号
- (オ) 型式承認日 平成30年7月12日

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型式 1種可溶片型C90、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第30～3号
- (オ) 型式承認日 平成30年7月12日

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型式 1種可溶片型C90、呼称10（小区画、下向き（プレート付帯ヘッド））
- (エ) 型式番号 ス第30～4号
- (オ) 型式承認日 平成30年7月12日

オ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- (ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- (イ) 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型式 1種可溶片型C90、呼称10（小区画、下向き（プレート付帯ヘッド））

(エ) 型式番号 ス第30～5号

(オ) 型式承認日 平成30年7月12日

カ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 1種可溶片型C90、呼称10（小区画、下向き（プレート付帯ヘッド））

(エ) 型式番号 ス第30～6号

(オ) 型式承認日 平成30年7月12日

(2) 概要

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 外観意匠の向上及び外部からの衝撃による破損に対応するため、ヘッド本体にカバープレートを装着したものである。なお、カバープレートの作動温度をヘッド本体の作動温度より低く設定することにより、ヘッド本体の作動遅れを防止している。

ウ ヘッドを覆うようにカバープレートを設けるため、カバープレートはヘッド本体の感熱体の分解部分に悪影響を及ぼさないように分解し、投げ出されるものである。

エ カバープレートは確実に取り付けられ、かつ、容易に離脱しないものである。

【自主表示対象機械器具等】

1 動力消防ポンプ（令第41条第1号）関係

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

ア 動力消防ポンプ

(ア) 届出者 日本機械工業株式会社

(イ) 種 別 動力消防ポンプ

(ウ) 型 式 可搬消防ポンプ（フロートポンプシステム）、FBR-150-260

(エ) 届出番号 P12B1001

(オ) 届出日 平成30年5月9日

イ 動力消防ポンプ

(ア) 届出者 帝国繊維株式会社

(イ) 種 別 動力消防ポンプ

(ウ) 型 式 可搬消防ポンプ（フロートポンプ式）、0.70型 HFS1510

(エ) 届出番号 P21D1001

(オ) 届出日 平成30年4月27日

ウ 動力消防ポンプ

(ア) 届出者 帝国繊維株式会社

(イ) 種 別 動力消防ポンプ

(ウ) 型 式 消防ポンプ自動車（フロートポンプ式）、0.85型 HFS3000

(エ) 届出番号 P21B3720

(オ) 届出日 平成30年5月24日

(2) 概要

ア 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)第37条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 消防ポンプ自動車又は可搬消防ポンプのうち、水面に浮かべた状態で使用する油圧で駆動するポンプを用いるものである。

2 消防用ホース(令第41条第2号) 関係①

(主な特例事項: 使用圧)

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 株式会社横井製作所

イ 種別 消防用ホース

ウ 型式 平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称25(シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織)

エ 届出番号 H0426BC01A

オ 届出日 平成30年8月22日

(2) 概要

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第22号)第47条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 平ホースのうち、使用圧2.0、呼称25のものである。

3 消防用ホース(令第41条第2号) 関係②

(主な特例事項: 呼称)

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 帝国繊維株式会社

イ 種別 消防用ホース

ウ 型式 平(大量送水用)、合成樹脂(合成樹脂被覆)、使用圧1.5、呼称300、(シングル、ポリエステルフィラメント・アラミドフィラメント綾織、円織)

エ 届出番号 H0327NC05A

オ 届出日 平成30年9月3日

(2) 概要

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第22号)第47条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称300のもので、被覆のあるジャケットを有するものである。

ウ 大量の水等を送水することができるもので、ウォーターハンマー等の衝撃圧力が加わらないことを前提に、耐圧試験圧力を低減しているものである。

4 消防用吸管に使用するねじ式結合金具(令第41条第4号) 関係①

(主な特例事項: 構造、呼称)

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 ヨネ株式会社

イ 種 別 消防用結合金具
ウ 型 式 使用圧0.9、ねじ式、呼称75（吸管用）
エ 届 出 番 号 C14KG01A
オ 届 出 日 平成30年3月26日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、吸管の接続作業が容易に行えるものである。
- エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

5 消防用ホースに使用するねじ式結合金具（令第41条第4号）関係②

（主な特例事項：構造、呼称）

(1) 特例基準適用品

- ア 消防用結合金具
（ア）届 出 者 ヨネ株式会社
（イ）種 別 消防用結合金具
（ウ）型 式 使用圧1.5、ねじ式、呼称300（大量送水用）
（エ）届 出 番 号 C14KN04A
（オ）届 出 日 平成30年10月15日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 呼称が300のもので受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

6 消防用ホースに使用する差込式結合金具（令第41条第4号）

（主な特例事項：呼称）

(1) 特例基準適用品

- ア 消防用結合金具
（ア）届 出 者 帝国繊維株式会社
（イ）種 別 消防用結合金具
（ウ）型 式 使用圧1.6、差込式差し口、呼称105
（エ）届 出 番 号 C06AO01A
（オ）届 出 日 平成30年3月22日
イ 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 帝国纖維株式会社
(イ) 種 別 消防用結合金具
(ウ) 型 式 使用圧1.6、差込式受け口、呼称105
(エ) 届 出 番 号 C06B001A
(オ) 届 出 日 平成30年3月22日

ウ 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 帝国纖維株式会社
(イ) 種 別 消防用結合金具
(ウ) 型 式 使用圧1.6、差込式差し口、呼称100
(エ) 届 出 番 号 C06A101A
(オ) 届 出 日 平成30年3月22日

エ 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 帝国纖維株式会社
(イ) 種 別 消防用結合金具
(ウ) 型 式 使用圧1.6、差込式受け口、呼称100
(エ) 届 出 番 号 C06B101A
(オ) 届 出 日 平成30年3月22日

(2) 概要

ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が105又は100の差込式の結合金具である。

ウ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

消防庁 予防課規格係 担当：前原 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
